

法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

〔第1問〕 次の【設問1】および【設問2】について、判例があれば判例の考え方によらして、それぞれ簡潔に答えなさい。（配点 50 点）

【設問1】

Aは、Bの代理人と称して、Cとの間で、DがCに対して負う金銭債務についてBを連帯保証人とする契約を締結し、その旨の書面を作成した。しかし、Bはそのような代理権をAに付与していなかった。その後、BがAのこの行為について態度を明らかにしないまま死亡し、AとEが相続人となった。Cは、AとEに対して、連帯保証契約に基づき債務の履行を求めた。AとEは、連帯保証債務を履行しなければならないかを、15行以内で検討しなさい。

【設問2】

錯誤を理由に和解契約の無効を主張することができるか否かについて、具体例を挙げて 10 行以内で説明しなさい。なお、登場人物はA、B、C…を使用すること。

〔第2問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 50 点）

【事例】

1. Aと不動産建設業者B社は、B社が、A所有の土地甲に住居用建物を建築し、Aは、契約締結時に請負代金の半額を、屋根・外壁の完成時および建物引渡時に請負代金の4分の1を、それぞれ支払うことを内容とする請負契約（以下「本件元請契約」という。）を締結した。また、本件元請契約には、Aは、建物が完成する前はいつでも本件元請契約を解除することができ、かつ、その場合における工事の出来形部分はAの所有とする、という特約が存在している（以下「本件特約」という。）。

2. Aは、本件元請契約に基づいて、請負代金の半額をB社に対して支払った。B社は、本件元請契約の締結後、別の建設業者C社に対して建物建築工事を一括して請け負わせることにし、B社とC社の間でその旨の請負契約（以下「本件下請契約」という。）が締結された。なお、本件下請契約には、本件特約のような約定は存在していない。

3. 本件下請契約の締結後、C社は、自ら提供した資材を用いて建物建築工事を行っていたが、屋根および外壁工事に着手する直前に、B社の経営が破綻していることが明らかとなつた。これにより、C社は、本件下請契約で定められた代金の支払を受けられない公算が高まつたことから、建物建築工事を中断した。C社が建物建築工事を中断した時点では、工事全体の約30%の施工が完了している（この時点までに築造された部分を「本件出来形部分」という。）。なお、この時点において、C社は、本件下請契約に定められた請負代金を全く受領していない。

4. Aは、B社の経営が破綻したことを受け、B社に対して、本件元請契約を解除する旨の意思表示を行った。また、Aは、この時点においてはじめて本件下請契約の存在を知り、C社に対して建物建築工事を請け負わせるという内容の契約を締結するために交渉を開始した。しかしながら、条件面で折り合いが付かず、AとC社との間で請負契約が締結されることはなかった。

【設問】

Aが、C社に対して、所有権に基づいて本件出来形部分の引渡請求をしたところ、C社は、本件出来形部分の所有権が自らに帰属することを主張して、Aの請求を拒絶した。C社の主張がどのような考え方によって根拠づけられるかを説明したうえで、判例の考え方に関する言及しつつ、Aによる引渡請求が認められるか否かを検討しなさい。